

公 示

近運鉄監公示第1号

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第65条及び鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号、以下「規則」という。）第72条の規定に基づき、次のとおり公示する。

事案の件名	鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請
事案番号	令和7年度第1号
申請者	比叡山鉄道株式会社
事案の内容	<p>1. 適用路線 比叡山鉄道線（ケーブル坂本駅 — ケーブル延暦寺駅） 2.0km</p> <p>2. 変更しようとする事項 普通旅客運賃及び定期旅客運賃</p> <p>(1) 普通旅客運賃（大人）（均一制） 現行運賃 870 円 申請運賃 960 円</p> <p>(2) 定期旅客運賃（大人・1か月） ○通勤定期旅客運賃 現行運賃 18,120 円 申請運賃 19,900 円 ○通学定期旅客運賃 現行運賃 8,010 円 申請運賃 設定なし</p> <p>※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額（10円未満の端数切上げ）</p>

なお、本公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を申請しようとするときは、規則第74条の規定により、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した意見聴取申請書を、郵送又は持参にて運輸局長あて提出されたい。

（※）利害関係を有する者とは、規則第73条に規定する、本事案の申請者、本事案の申請者と競争の関係にある者及び利用者その他の者のうち近畿運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

以上

令和8年2月9日

近畿運輸局長 服部 真樹（公印省略）